第四十七条第二項中「（当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併等の日（適格合併にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合（以下この項において「連結法人から引継ぎを受けた場合」という。）には、第六十八条の三十五第一項の規定）」及び「（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する特定都市再生建築物）」を削り、「被合併法人等」を「被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人」に、「が前項」を「が同項」に改め、「（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する供用期間）」を削る。

第四十八条第二項中「（以下この項において「適格合併等」という。）」、「（当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の当該適格合併等の日（適格合併にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合（以下この項において「連結法人から引継ぎを受けた場合」という。）には、第六十八条の三十六第一項の規定）」及び「（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する倉庫用建物等）」を削り、「が前項」を「が同項」に改め、「（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する供用期間）」を削る。

第五十二条の二第一項中「（次項に規定する一年以内連結事業年度において第六十八条の四十第一項に規定する特別償却に関する規定の適用を受けたものを含む。）」を削り、同条第二項中「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この項において「一年以内連結事業年度」という。）とし、」、「（一年以内連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出）」、「又は一年以内連結事業年度」、「（第六十八条の四十第一項に規定する特別償却に関する規定を含む。以下この項において同じ。）」、「（当該一年以内連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額を含む。）」及び「（一年以内連結事業年度において第六十八条の十八の規定の適用を受けたものを含む。）」を削り、「同法」を「法人税法」に改め、同条第三項中「（前項に規定する一年以内連結事業年度にあつては、同項に規定する連結確定申告書）及び第一項」を「及び同項」に改め、同条第五項中「（以下この項において「被合併法人等」という。）」、「。以下この項において「適格合併等の日」という。」、「（当該被合併法人等の当該適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この項において「最後連結事業年度等」という。）とする。）」、「。以下この項において「適格分割等」という。」、「（当該適格分割等に係る分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の最後連結事業年度等にあつては、同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第二項に規定する期中損金経理額のうち損金の額に算入された金額）とする。」及び「（最後連結事業年度等にあつては、第六十八条の四十第一項に規定する特別償却に関する規定。以下この項において同じ。）」を削る。

第五十二条の三第二項中「（第六十八条の四十一第一項の規定により損金の額に算入された金額が同項の特別償却限度額に満たない場合を含む。）」を削り、「前項の規定の」を「同項の規定の」に改め、「（同条第一項の規定の適用を受けた場合には、その適用を受けた連結事業年度）」、「（当該各事業年度までに開始した連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出）」、「第六十八条の四十一第一項の規定により損金の額に算入された金額が同項の特別償却限度額に満たない場合におけるその満たない金額を含むものとし、」及び「同条第二項の規定により既に損金の額に算入された金額を含む。」を削り、「ときは」を「ときは、」に改め、「とする。」を削り、同条第三項中「（以下この項において「被合併法人等」という。）」、「。以下この項において同じ。」、「（当該被合併法人等の当該適格合併等の日を含む事業年度）」及び「（当該被合併法人等の当該適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の四十一第一項又は第十一項の規定）」を削り、同条第五項中「（第六十八条の四十一第一項から第三項までの規定の適用を受けたものを含む。）」及び「（当該事業年度開始の日の前日を含む連結事業年度。以下この項において「前事業年度等」という。）」を削り、「当該事業年度終了の日において同条第一項から第三項までの特別償却準備金を積み立てている当該法人の前事業年度等から繰り越されたこれらの規定の特別償却準備金の金額（以下この項において「連結特別償却準備金の金額」という。）がある場合には当該連結特別償却準備金の金額を含むものとし、当該事業年度終了の日」を「その日」に改め、「（同条第六項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）」を削り、「前事業年度等の」を「前事業年度」に、「（同条第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には」を「がある場合には、」に改め、「とする」、「連結特別償却準備金の金額にあつては、その積み立てられた連結事業年度。」及び「（当該特別償却準備金の金額が連結特別償却準備金の金額に係るものである場合には、当該区分した金額の積み立てられた積立事業年度の連結所得の金額の計算上第六十八条の四十一第一項から第三項までの規定により損金の額に算入された金額）」を削り、同条第六項中「（第六十八条の四十一第一項から第三項までの規定の適用を受けたものを含む。）」を削り、同条第九項中「（第二項に規定する各事業年度までに開始した連結事業年度にあつては、同項に規定する連結確定申告書）」を削り、同条第十二項中「（第六十八条の四十一第一項の規定により損金の額に算入された金額が同項の特別償却限度額に満たない場合を含む。）」、「同条第一項の規定により損金の額に算入された金額が同項の特別償却限度額に満たない場合におけるその満たないものとし、」及び「同条第二項の規定により既に損金の額に算入された金額を含む。」を削り、「は当該」を「は、当該」に改め、「とする。」を削り、同条第十五項中「（連結事業年度にあつては、その積み立てられた連結事業年度。）」及び「（当該特別償却準備金の金額）」を削り、同条第十六項中「又は第六十八条の四十一第十五項」及び「（その適格合併後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、「同項に規定する前事業年度等」を「前事業年度」に改め、「又は同条第十五項」を削り、同条第十七項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十一第一項から第三項までの特別償却準備金を含む。）」、「（同条第十七項前段に規定する場合を除く。）」及び「（当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の特別償却準備金の金額）」を削り、同条第十八項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十一第一項から第三項までの特別償却準備金を含む。）」を削り、同条第十九項中「又は第六十八条の四十一第十七項」及び「（その適格分割後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、「同項に規定する前事業年度等」を「前事業年度」に改め、「又は同条第十七項」を削り、同条第十七項前段に規定する場合を除く。）」及び「（当該被現物出資法人の当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の特別償却準備金の金額）」を削り、同条第二十一項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十一第一項から第三項までの特別償却準備金の金額）」を削り、同条第二十二項中「又は第六十八条の四十一第二十項」及び「（その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、「同項に規定する前事業年度等」を「前事業年度」に改め、「又は同条第二十項」を削り、同条第二十三項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十一第一項から第三項までの特別償却準備金を含む。）」、「（同条第二十三項前段に規定する場合を除く。）」及び「（当該被現物分配法人の当該適格現物分配の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の特別償却準備金の金額）」を削り、同条第二十四項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十一第一項から第三項までの特別償却準備金を含む。）」を削り、同条第二十五項中「又は第六十八条の四十一第二十三項」及び「（その適格現物分配後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、「同項に規定する前事業年度等」を「前事業